

**道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書**

平成24年1月31日付け雲ヶ畑地域における公共交通のあり方検討会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

京都市北区 北大路駅前～雲ヶ畑岩屋橋間

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

北大路駅前～雲ヶ畑岩屋橋間 1系統 (14.5km)

別紙 路線図のとおり

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

大人普通運賃

雲ヶ畑岩屋橋	300円(150円)	500円(250円)
	高 橋	300円(150円)
		北大路駅前

() 内は小児運賃 (6歳以上12歳未満(小学生)の方)

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

・適用する期間 平成24年4月1日から

・その他の条件

運行日 毎日

運行本数 往路復路それぞれ2便

平成24年1月31日

京都市

京都市長 門川大作 印

